

郡山市妊婦のための支援給付に関する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

郡山市長 椎根健雄

郡山市規則第67号

郡山市妊婦のための支援給付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく妊婦のための支援給付に関し、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

(妊婦支援給付金を受ける資格を有することについての認定申請)

第3条 施行規則第1条の4の2第1項の申請書は、妊婦給付認定申請書（第1号様式）とする。

2 市長は、法第10条の9第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについて認定するときは妊婦給付認定通知書（第2号様式）により、認定の申請を却下するときは妊婦給付認定申請却下通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(妊婦給付認定の取消し)

第4条 市長は、法第10条の10の規定により妊婦給付認定を取り消したときは、妊婦給付認定取消通知書（第4号様式）により、当該妊婦給付認定を取り消された者に通知するものとする。

2 市長は、妊婦給付認定者が市の区域外に住所地を有するに至ったと認めることにより妊婦給付認定を取り消すときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(胎児数の届出)

第5条 施行規則第1条の4の3の届出は、胎児の数の届出書（第5号様式）の提出により行うものとする。

2 前項の届出以前に法第10条の9第1項の規定による申請を行っていない者は、当該届出をもって当該申請があつたものとみなす。

(妊婦支援給付金の支給に関する通知)

第6条 市長は、法第10条の12の規定により妊婦支援給付金を支給するときは、あらかじめ、妊婦支援給付金支給決定通知書（第6号様式）により、当該妊婦給付認定を受けた者に通知するものとする。

2 法第10条の9の規定による妊婦給付認定と法第10条の12の規定による妊婦支援給付金の額の決定を同時に行う場合は、第3条第2項及び前項の規定によ

らず、妊婦給付認定通知兼妊婦支援給付金支給決定通知書（第7号様式）により、当該妊婦給付認定を受けた者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

妊婦給付認定申請書

郡山市長

受付印

妊婦給付認定の資格を有するため、妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請者の情報

| | | | |
|--------|-----------------|-----------|----|
| | | 申請日 年 月 日 | |
| ふりがな | | 生年月日 | 年齢 |
| 氏名 | | | |
| 個人番号 | | 電話番号 | |
| 現住所 | 〒 | | |
| 居住地 | (現住所と異なる場合のみ記載) | | |
| 妊娠届出日 | 年 月 日 | | |
| 妊娠届出日 | (現住所と異なる場合のみ記載) | | |
| 時点の住所地 | | | |
| 職業 | 妊娠月数 | か月 | |

2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

| | |
|-----------------------|--|
| 医療機関の名称 | |
| 住所 | |
| 電話番号 | |
| 診断又は保健指導を受けた医師名又は助産師名 | |

裏面あり

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

希望します。



他市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。

※妊婦支援給付金の支給情報などについて、他市町村に確認することができます。

既に他市町村で支給を受けています。（支給市町村： ）

希望しません。

4. 振込先口座

| 金融機関名 | | 本・支店名 | | 金融機関コード | | | | 支店コード | | |
|-------------|-------------|-------|--|---------|--|--|--|--------------------|--|--|
| | | | | | | | | | | |
| 口座種別 | 口座番号（右詰で記入） | | | | | | | 口座名義（カタカナ） | | |
| 1 普通 · 2 当座 | | | | | | | | (妊婦本人名義の口座のみ有効です。) | | |

5. その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に郡山市外に転出した場合には郡山市の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認又は共有することに同意します。

署名 _____

署名日 年 月 日

第2号様式（第3条関係）

年　月　日

〒

住所

氏名　　様

郡山市長

印

妊婦給付認定通知書

年　月　日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

お問合せ
電話

教示

- 子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に郡山市外に転出した場合には、転出日をもって郡山市の妊婦支援給付認定は取り消されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取り消されます。）また、取消しにより郡山市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。
- 上記の処分があった場合に、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、2の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、2の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、2又は3の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式（第3条関係）

年　月　日

〒

住所

氏名　　様

郡山市長

印

妊娠給付認定申請却下通知書

年　月　日付けで申請のあった妊娠給付認定の申請については、次の理由により却下しましたので通知します。

記

却下した理由

お問合せ
電話

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第4条関係）

年　月　日

〒
住所

氏名　　様

郡山市長

印

妊婦給付認定取消通知書

次の理由により、妊婦給付認定を取り消しましたので通知します。

記

1 取消しの日　　年　月　日

2 取消しの理由

※ 妊婦のための支援給付を2回受けていない場合は、転入先の市町村にて妊婦認定を受けるようお願いします。

お問合せ
電話

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

胎児の数の届出書

郡山市長

受付印

1. 届出者の情報

| | | 届出日 | 年 | 月 | 日 |
|------|----------------------|------|---|----|---|
| ふりがな | | 生年月日 | | 年齢 | |
| 氏名 | | | | | |
| 個人番号 | | 電話番号 | | | |
| 現住所 | 〒 | | | | |
| 居住地 | 〒 (現住所と異なる場合のみ記載) | | | | |

2. 胎児の数：_____人

3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

| | |
|----------|--|
| 医療機関の名称 | |
| 住所 | |
| 電話番号 | |
| 医師又は助産師名 | |

4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

希望します。



他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。

※妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することができます。

希望しません。

裏面あり

5. 振込先口座

| 金融機関名 | | 本・支店名 | | 金融機関コード | | | | 支店コード | | | |
|-----------|-------------|-------|--|---------|--|------------|--|--------------------|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | |
| 口座種別 | 口座番号（右詰で記入） | | | | | 口座名義（カタカナ） | | | | | |
| 1 普通・2 当座 | | | | | | | | (妊婦本人名義の口座のみ有効です。) | | | |

●転入等の理由で本市の妊婦給付認定を受けていない方は、以下に団をして下さい。また、必要事項にご記入願います。

- 妊婦給付認定の資格を有するため、妊婦給付認定の申請をします。

| 職業 | 妊娠届出年月日 | 妊娠月数 |
|----------------------------|---------|------|
| | | か月 |
| 妊娠届出日時点の住所地（現住所と異なる場合のみ記載） | | |
| | | |

第6号様式（第6条関係）

年　月　日

〒

住所

氏名　　様

郡山市長

印

妊婦支援給付金支給決定通知書

妊婦支援給付金（　回目）については、次のとおり支給を決定し、支払いますので通知します。

記

- | | |
|---------|-------|
| 1 支払予定日 | 年　月　日 |
| 2 支払方法 | |
| 3 支払金額 | 円 |

お問合せ
電話

教示

- この処分があった場合に、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式（第6条関係）

年　月　日

〒

住所

氏名　　様

郡山市長

印

妊婦給付認定通知兼妊婦支援給付金支給決定通知書

年　月　日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。
また、妊婦支援給付金（　回目）については、次のとおり決定し、支払いますので通知します。

記

- | | |
|---------|-------|
| 1 支払予定日 | 年　月　日 |
| 2 支払方法 | |
| 3 支払金額 | 円 |

お問合せ
電話

教示

- 子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に郡山市外に転出した場合には、転出日をもって郡山市の妊婦支援給付認定は取り消されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取り消されます。）また、取消しにより郡山市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。
- 上記給付金の額の決定処分又は1の処分があった場合に、これらの処分について不服がある場合は、これらの処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、2の審査請求のほか、これらの処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、2の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、2又は3の期間が経過する前に、これらの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこれらの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。